

令和7年度（2025年度）佐賀県企業誘致プロモーション業務委託仕様書

第1 目的

本県は、地震等の被害が少ないなどBCP（事業継続計画）面での優位性や、九州における高速道路や鉄道のクロスポイントを有し、隣県も含め航空路線や国際航路が豊富であるというロジスティック面での優位性、まじめで勤勉な県民性に支えられた実直な人材を有するなど人材供給面などの優位性がある。また、企業立地に係る優遇制度についても、全国トップクラスの補助率・限度額の補助金、県市町税の減免制度、利子補給や税制優遇等を受けられる地域再生計画など多くの制度を有している。これらの佐賀県の優位性について、継続的に周知活動・広報対策を行っていく必要がある。

上記を踏まえ、県の企業誘致サイト「SAGA 立地ナビ」への誘導等を行うため、交通広告の掲載及びweb 広告掲出等を行い、首都圏を中心とする企業に対して地方への進出先としての本県の強みや優位性の認知度向上及び理解度促進を図ることを主たる目的とする。

第2 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

第3 委託内容等

佐賀県の企業誘致の優位性等の情報発信に係る業務

[テーマ]

佐賀県企業誘致プロモーション企画

[企画の方針]

- ① 地方進出を検討する企業が見込まれる首都圏をはじめとした都市圏において、特に企業の地方進出に影響力のある役員等に対して佐賀県の認知度向上等を図れるよう効果的な箇所に交通広告を掲出する。
(効果的な広告デザインに関しても提案すること)
- ② ①との相乗効果が期待できる web 広告の掲出。

[企画内容（想定）]

- ① 交通広告の掲出。
- ② 効果的に本県の企業立地における優位性を訴求可能な広告デザイン。
- ③ 佐賀県が首都圏等都市部でイベントを開催するタイミング等、佐賀県に関する検索数が増加すると見込まれる際に web 広告をポータルサイト等に掲載。
- ④ ③で実施した web 広告の閲覧者等の分析。（可能であればリード取得）
- ⑤ ④を元に制作した営業リスト。

[業務目標]

プロジェクトを展開した際の成果指標として、
web 広告リーチ数 インプレッション 20 万 imp

(1) プロモーション実施体制の構築・管理

県と協議の上、事業が計画的かつ効果的に推進されるため、事業全体の進捗管理を行う。

- ① 過去に東京都等の都市圏で行う PR イベントやプロモーション企画・実施に携わっていた経歴を持つ統括責任者を 1 名配置すること。
- ② 月 2 回程度の打合せ、進捗報告を行うこと。
- ③ 業務実施スケジュール、進行管理マニュアル等の作成・管理・調整をすること。
- ④ 業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ⑤ 必要に応じて専門人材（プランナーやクリエイターなど）を活用すること。

(2) プロモーション企画立案

プロポーザルにおいて提案した企画書をもとに、県と協議を行い、実施合意に向けた企画立案を行う。

なお、企画立案は、1 件とし、時期については佐賀県と受託者の双方で協議し定めることとする。

(3) プロモーション実施プラン作成及び実施

受託者のプロジェクト企画立案に従って実施合意に至った案件について、県と協議の上、企画具現化に向けた実施プランを策定し、そのプランに基づき実施する。

プロモーションの実施時期は、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までとする。

(4) プロモーションの企画・実施

プロモーションの実施に係る告知や必要なプロモーションの最大化を目指し、業務目標（web 広告リーチ数 インプレッション 20 万 imp）を達成するための計画的なプロモーションを企画し、実施する。

なお、受託業者が他企業・団体等と連携して本業務に関連する独自のプロモーション等を行うことは認める。

本業務の実施にあたり、SNS アカウントを制作する場合や、既存アカウントを活用してプロモーションを行う場合、本業務に関連する投稿のインプレッション数等の管理・運営情報を報告すること。

(5) 広告閲覧者等の分析

プロモーション実施による訴求効果等を測定するため、web 広告の閲覧者等の分析を実施すること（可能であればリード取得）

第 4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

第 5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。

なお、成果物の帰属は、委託契約書による。

- (1) 実績報告書・・・1 部
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他県と決定委託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

第 6 履行場所

佐賀県産業労働部企業立地課が指定した場所

第 7 知的財産権等

知的財産権等については、委託契約書による。

第 8 留意事項

本業務に係る委託業務を遂行する際には、次の点に留意すること。

- (1) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守するものとする。
- (2) プロジェクトを実施するにあたって必要となる費用（媒体、事務用品等の調達、通信費、機材等）については、全て受託者の負担とすること。
- (3) 本業務によって作成された成果物及び資料と、業務の遂行にあたって必要となる打合せ等において使用する言語として、日本語を採用すること。
- (4) 本業務によって作成された成果物またはその仕様に関する保障事項、成果物の知的財産権等に関する事項、賠償関係、免責事項については、委託契約書によるものとする。
- (5) その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議の上で対応するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者で協議の上、変更することができるものとする。